

大阪市告示第1335号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	令和7年10月6日（月）	午前3時から 午後9時まで
	令和7年10月20日（月）	
	令和7年10月27日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 城東スポーツセンター 第1体育場	令和7年10月1日（水）から 同月3日（金）まで	午前9時から 午後10時まで
	令和7年10月7日（火）から 同月10日（金）まで	
	令和7年10月15日（水）から 同月17日（金）まで	
	令和7年10月21日（火）から 同月24日（金）まで	
	令和7年10月28日（火）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）